



各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料の額を操作できないシステムを導入するなど不正な徴収が生じない手段を講ずることを委託の相手方の条件とすることで、不正の温床となる懸念は払しょくできるものと考えている。</p> <p>○また、先払いチケット制については、収集量に応じて手数料の額が決定する従量制の場合は、導入が困難である。</p> <p>○仮にチケット購入世帯だけを対象にし尿を収集した場合、未収金の発生は抑制されるが、その区域内における一般廃棄物を生活環境の健全上支障が生じないうちに収集・処分を行うという市町村の責務が果たせなくなる恐れがある。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの再検討の視点(重点事項)</p>	<p>○「原価超手数料の回収方法は、従量制、回数制、定額制(入居制)等、市町村の判断によること、従量制を採用するのであれば、口座振替方式や簡便に応じたチケット制により、未収金対策を行っている例が既にあり、本制度の見直しは不要である。</p> <p>○「屎尿収集業務は、市町村から委託した事業者が、住民の生活に必要不可欠な公共性の高い役割を住民の住居に於いて提供するものである。公営は無い場所において、役務の提供と役務の対価に係る計算及び手数料徴収を同一の事業者が行うことになった場合、どのようなシステムを導入したとしても不正行為の可能性を完全に排除することはできないこと。また、当該事業者、住民間の不正により、これ以外の第三者による屎尿収集業務や一般廃棄物収集業務の手数料徴収と似た詐欺等の犯罪を各地で誘発する可能性も否定できないことから、補償として、屎尿収集業務の不備や進捗遅延等行政全般に対する不備を抑制し、屎尿収集業務の適正処理に支障を及ぼすことがないこと。」</p> <p>○また、屎尿収集業務は、適正な価格かつ安定的に確保されることが特に必要であるが、事業者と住民の間で行われる金銭的やり取りに起因するトラブルが発生した場合、当該業務が滞り、周辺に生活環境や公衆衛生に悪影響を及ぼす事態もなおそれがあるため、円滑な遂行に支障を及ぼす可能性のある業務を併行することは適当ではない。さらに、後廃棄物処理法において、市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の健全上支障が生じないうちに収集・処分しなければならないと規定していることとの関係において、直結を求すおそれもある。なお、当該一般廃棄物の処理に係る市町村の責任に鑑み、屎尿収集業務に係る手数料の未収金等の問題の知照に関わらず、市町村はし尿について適正に処理を行う必要がある。</p> <p>○以上のような理由により、本制度の見直しは困難である。</p>	<p>平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容</p>
<p>○改正法4条3項の規定に基づき手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本来のよう汚染の恐れが考えにくい土地における影響調査について、調査命令や発出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着目する目的の30日までに届出が必要となることは変わりなく、改正法による効果は無いものと考えられる。</p> <p>○特に、都市圏から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水害のリスクを軽減する目的とあり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。</p> <p>○また、自然由来の土壌汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現状の山腹斜面や深床・深床を維持・安定化するものことから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壌汚染が存在しても拡散するおそれが小さいものと考えられる。</p> <p>○一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壌汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の健全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。</p> <p>○したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。</p>		<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 今般の法改正については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、届出後の調査の実現を求める。 ただし、保安林内での治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。</p> <p>○ 調査は指定調査機関に行わせる必要があるが、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること ・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないこと を踏まえると、事業者が当該手続を広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとは見えないのではないか。 このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体と共に提案団体を始発の地方側を尊重しお願いし、幅広く検討すべきではないか。</p> <p>○1次と2次リターンを回覧したいとあり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。 ○ 既報の処理により汚染のないことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、 ①環境影響評価法や土砂条例などの制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地 ②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれないと判断している土地などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地盤調査を行うと、汚染のおそれないことが客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないかと。</p>	<p>平成28年12月12日付「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次審判)」(中央環境審議会)において、「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が低い(低)と考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれないことを効率的に調査する観点からは適切であることから、届出対象外とすることを検討すべきである」とお示されていることから、引き続き、ご提案の調査を踏まえつつ、中央環境審議会土壌汚染調査委員会委員におかれましては、検討をお願いいたします。</p> <p>なお、③環境影響評価法や土砂条例などの制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれないと判断している土地などについては、届出の対象外とするを御提案いただいているところであるが、調査以前に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、一律に汚染のおそれないことを客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあるとするときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。</p>	<p>【環境省】 (4)土壌汚染対策法(平14法53) 一 おそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない敷地において行われる治山工事や、環境影響評価など既報の処理により汚染のおそれないことが明らかになっている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれないことが判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既報の調査により汚染のおそれないことが明らかになっている場合も都道府県知事等が汚染のおそれないことと速やかに判断できるとは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実地調査や調査結果を踏まえて、平成30年度中に実施する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考え、地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くなることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行うよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考え。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重したい。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準】(以下「承認基準」という。第3の2。(1)オ。(イ)において、建物の建築に伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備の対象である旨の明記については、今後改定を促すため、適切に対応しております。</p> <p>また、承認基準第2の2。(1)オ。(イ)において、建物の建築に伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の措置と関係機関に対して発出し、その知照を図りたい。</p>	<p>事業分野別指針については、関係省庁が緊密に連携しながらPDCAサイクルを効果的な形で確立し、最新かつ最良の情報が迅速に届くよう努めることが、法第3条第2項の目的を達成すると考えられており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等、国側で一度情報として把握する必要がある。これを確実に担保するためには、都道府県への要請(手続方式を含む。)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり、国が適当と判断する必要がある。</p>	<p>【環境省】 (6)「補助事業等により取得した財産の処分に関する事務」 「環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の処分処分については、当該設備を管理する責任は、建物の建築に伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が指針内に定める条件を付し、承認する場合に含まれること、地域グリーンニューウェール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知するも、あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(平成29年度)を改正し、地方公共団体に平成30年度までに通知する。</p>		
<p>建物の建築に伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要なことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下「承認基準」という。第2の2。(1)オ。(イ)は、文書上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の効果を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。</p>				<p>【環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準】(以下「承認基準」という。第3の2。(1)オ。(イ)において、建物の建築に伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備の対象である旨の明記については、今後改定を促すため、適切に対応しております。</p> <p>また、承認基準第2の2。(1)オ。(イ)において、建物の建築に伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の措置と関係機関に対して発出し、その知照を図りたい。</p>	<p>【環境省】 (6)「補助事業等により取得した財産の処分に関する事務」 「環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の処分処分については、当該設備を管理する責任は、建物の建築に伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が指針内に定める条件を付し、承認する場合に含まれること、地域グリーンニューウェール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知するも、あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(平成29年度)を改正し、地方公共団体に平成30年度までに通知する。</p>		





各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	見解	見解	見解
<p>本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の2点について支障があると考える。</p> <p>1 都道府県知事がその役割(指置権限)に応じた資料の提出の要求等ができることと規定したのが法第28条第2項であることである。</p> <p>同時に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができることと規定したのが法第28条第1項であると思われる。</p> <p>しかし、2項と1項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定を受けられる資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に關わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができることと読み取れる。環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。</p> <p>2 特定初じん排出等作業の届出を防止するために、建設リサイクル法の届出情報(工事)と特定初じん排出等作業の有無が混在することを法第28条第2項において認められていることである。</p> <p>そうであれば、混在している特定初じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で斟酌することとなると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。</p> <p>実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと指摘を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えるが、改めて見解を示したい。</p>	-	-	-	<p>大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が、法律の目的を達成するために必要だと認めるときは、都道府県知事が指置権限を持つ特定初じん排出等作業等の届出を円滑に実施するため、関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることができると旨を明らかにするものです。そのため、「特定初じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、法律の目的を達成するために必要であれば広く求めることができると考えられるため、建設リサイクル法に基づく届出等と並行して届出情報に混在すると解釈して支えありません。この解釈については、通知により都道府県に周知することとします。</p> <p>従って、本法律の改正は必要ないものと考えます。</p>	<p>【環境省】  (1)大気汚染防止法(第43条7)  都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年101)に基づき関係等工事の届出の情報に併せても、同時に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>
<p>浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省国管のおおききとおり港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものと同様に産業廃棄物法の対象外と考える。</p> <p>しかし、昭和46年10月29日付環発第45号「産業物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項」において(以下「留意事項通知」とする)では、無機性汚泥の産業廃棄物として「浄水場の発生土」が指定されている旨が明示されているため、本県のみならず他県においても「製品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。</p> <p>このため、「製品投入前の土砂」が「産業廃棄物法の対象外であることを明確にするため、留意事項通知の改正を求める。</p> <p>〔現行〕「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」  (例)「浄水場の製品投入後に生ずる汚でい」  又は  「浄水場の沈でん池より発生する汚でい(土砂に該当するものを除く)」</p>	-	<p>【全国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。  なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	-	<p>一次回答にあるとおり、産業物の該当性の判断については、都道府県知事が物の性状、排出の状況、通常の取扱い用途、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うことと理解しているが、提案を踏まえ、上記見解を改めて周知することを検討する。</p>	<p>【環境省】  (2)産業物の処理及び清掃に関する法律(第43条13項)  (1)産業物(2条1項)の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であつて産業物の性状に該当するものとして、行政機関の指針について(平成28年度大臣官房環境業務・リサイクル対策部)等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の取扱い用途、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>
<p>事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者(2社)は、既存の施設が法定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続きを経て着工するまでの期間が経過せず、投資案件として急送された。</p> <p>現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定後環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があるため、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。</p> <p>リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明に加え、この事業者間の連携が不十分で、「仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手付けられない」。</p> <p>法定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画にあっては、環境化による景観・空間質等の悪化がもたらす法定公園の魅力の毀損も防ぐ必要がある。法定公園の魅力を保つためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。</p> <p>現実的な方策として、既存施設の立地等区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件(既設のホタル・水産館などは観光客の観賞施設であるが、自然公園施設執行に規定のある他の事業施設に変更し、増築・建替えるケース等)は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようにしていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】  手すり方式による検討を求める。</p>	<p>○ 提案団体は、既存施設の増築又は建替をして、かつ、現在は公園計画に未記載の公園事業となる施設(施行令1条に規定する施設)への意思に変更(例:水族館から博物館)する場合、法定公園の公園計画の変更が必要である認識している。法定公園事業の付帯施設の設置について柔軟な運用を促している。現行の制度及び運用上は、変更する意思としては公園計画の変更が必要なものではないか。  ○ 一定のグループでは、既存施設を公園計画に未記載の意思に変更する場合も、位置を失ふ、規模が大きく変えないのであれば、後の許可対応で考える旨の発言があったが、採用しやすするために当該施設を増築又は建替して意思変更する場合は後の許可だけでなく、公園計画の変更が必要になるのではないかと。  ○ 関係事業者との交渉では、様々な意思への変更を提示して検討する必要がある。意思としては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得の不確実性も大きなネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念している。現行の制度及び運用では対応できない旨の支障が生じているのではないかと。  ○ 法定公園は県が既存施設の再建や観光客誘致のための投資の呼び込みなどに着目している支障を踏まえれば、付帯施設の設置について柔軟な対応を認めているのと同時に、既存施設の増築又は建替して①長観や環境に与える負荷が既存施設と同水準となる場合や、立地が観光の施設へ事業変更する場合(例:水産館から博物館・植物園等)、令1条の両号に定められている施設への意思変更などについては、自然環境等への影響が軽微なものとして、公園計画の変更を不要とするなどの柔軟な対応が可能とすべきではないかと。</p>	<p>○ 今回の事例に關し、公園計画における事業種の変更の柔軟性に関する指針については、一定の合理性があるものと考え、地方、公園計画の実現は、全国の法定公園にも影響するため、運用を変更する場合は、不適切な状況が生じないように、その他の地域の事例も踏まえ検討が必要である。  ○ 例え、自然公園では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された法定公園において、水産館や博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による景観・環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられ、そのほかの法定公園の自然・文化・環境の異なる文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を活かした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。  ○ このような点を踏まえながら、今回の事例などにも柔軟に対応出来るよう、再検討の視点で検討されている。令1条の両号に定められている施設への事業変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業と各施設の種類の公園計画においてどのように区別かについて、検討を進めていきたい。</p> <p>○ なお、今回の千重書の案件については、1次回答でもお答えした通り、公園計画の変更以外の対応方法も想定されますので、具体的な対応方針については、積極的に提案団体に即答していきたい。</p>	<p>【環境省】  (3)浄化槽法(第58条43)  (1)浄化槽における尿と屎と処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「既設も含めて」処理することができる雑排水の取扱いについて(平成12建設省)及び「合併処理浄化槽による処理可能な雑排水の取扱いについて(平成12建設省)」は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障のないことが明らかで合理的な措置として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであること、地方公共団体に平成29年度中に通知する。  (関係府省:国土交通省)  【国土交通省】  【建設省】(平成29年11月20日付国土交通省住宅局建築指導課通知。平成29年11月20日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理指導課浄化槽審査室通知)  (注)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業や「酒類製造業」等の取扱いについて、浄化槽の処理能力等事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。  (関係府省:国土交通省)</p>
<p>貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものがある。今後、農業系排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われることとなるが、早期に検討結果を周知いただきたい。  検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】  提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。</p>	<p>〔再検討要領なし〕</p>	-	-

環境省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住居の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
278	地方に対する規制緩和	その他	<p>狩猟免許を受けられない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)</p>	<p>地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地域内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。</p>	<p>【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地域内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等は、狩猟免許を受けていない者も許可対象とすることができるようになった。</p> <p>【支援事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施のわなの班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めていない(三田市の農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めていない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農林業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。</p> <p>なお、許可対象となる囲いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や補助捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの課題等は集落の現況や状況や地域の事情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考ええる。</p>	<p>はこわなを活用した鳥獣捕獲に取り組み農業集落が増え、農林業被害の軽減につながる。</p>	<p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(第四2-32)</p>	<p>環境省</p>	<p>兵庫県、三田市</p>		<p>&lt;追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)&gt;</p>	<p>各府省からの第1次回答</p>	

下記のとおり、実行においての留意点である。

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」とい。)」(平成23年10月閣議決定第10号)に基づき、1. 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生活圏に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に定める許可対象者は、動物の使用以外の方法による捕獲許可申請とあって、下記に該当する場合等は、狩猟免許を有していない者も許可対象とすることができている。

法人(地方公共団体、農協同組合等並びに)に対する許可とあって、以下の①から④の条件全てを満たす場合

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

上記による許可は、既に報道関係者許可52件、市町村長許可316件(いずれも平成26年度実績)の実績があり、全国で活用されているところである。

例えば、鳥獣被害対策に対し、専門業によるインシット捕獲技術の研修並びに安全確保及び集落ぐるみの取組手法についての講習会の受講、補助員会員の集落活動を対象とした研修への参加等と条件に、狩猟免許を有しない地元農家が補助員となり、狩猟免許を有する者の監督の下、はこわなを使用して、イノシシ、ジカを捕獲するなど許可した事例がある。

今後も、上記取組に思い、適切に適用されるよう報道関係者担当者の説明会等において周知していく。なお、上記取組のチラシや基本指針は環境省HP上(<https://www.env.go.jp/nature/chiho/effort/effort5.html>)、<http://www.env.go.jp/nature/chiho/chiho1.html>)に掲載されている。

※1 上記取組は平成23年9月環境省告示第9号による基本指針の一部改正以降の基本指針に掲載されている。

※2 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人(農協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産者組織、森林組合連合会、農業協同組合連合会)

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する列化方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>貴省の回答では、農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、囲いやなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由が明らかになっていないので、ご指示いただきたい。その理由が安全性の確保や補償措置の防止であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許所持者と随時連絡が取れる体制の構築</li> <li>・補償技術、安全法等の確保のための講習会や研修の受講</li> <li>・止めざし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施</li> <li>・地域の関係者と十分な合意形成</li> </ul> <p>なお、一定の条件を満たした法人に対する許可に当たっては、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者は補償に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めざしは狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め、 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>【御指摘の「農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、囲いやなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由」については、意見のとおり、安全性の確保及び管理を円滑にするための基本的な指針「基本方針」という。) Ⅲ第四2-3(23)に係る囲いやなと同様の要件により、はこわなを許可対象とすることはできない。なお、御指摘の要件の通知によるはこわなの許可対象への追加意見については、当該要件は基本方針Ⅲ第四2-3(24)の要件と内容であることから、現行において対応可能であり、現行制度の活用により対応いただきたい。</p> <p>また、御指摘の一定の条件を満たした法人に対する許可における狩猟免許を受けていない者(以下「不所持者」という。)の扱いについては、基本的には、狩猟免許を受けている者(以下「所持者」という。)の立会いによる監督下で、不所持者がわなの設置を行うが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な連絡や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。</p>	<p>【環境省】 ④鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び鳥獣の保護及び管理を円滑にするための基本的な指針「基本方針」という。) Ⅲ第四2-3(23)に係る鳥獣の保護等の許可(9条1項)については、「鳥獣の保護及び管理を円滑にするための基本的な指針」(平成28環境省告示100)に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が関係する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>